

平成 29 年 3 月  
国土交通省都市局  
まちづくり推進課

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を  
改正する政令案について

1. 背景

平成 32 年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、年々訪日外国人  
数が増加しているところである。特に、近年、三大都市等を中心として、ホテ  
ル等の宿泊施設の不足が顕著になっているところである。

また、宿泊施設の類型のうち、いわゆる宿泊特化型のホテルについては、比  
較的事業区域の面積が小さいものの、客室総数の増加への寄与は大きいことか  
ら、これらを含め、宿泊施設の整備を強力に促進していく必要がある。

2. 現行制度の概要

民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第 4 条第  
1 項第 1 号に基づき行う参加業務の支援対象となる民間都市開発事業の規模  
及び地域を民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第 2 条等で定めて  
いる。

3. 改正の概要

- (1) 参加業務に係る民間都市開発事業の規模特例の対象となる事業の追加  
宿泊施設その他の都市の来訪者又は滞在者を増加させるため必要な施  
設については、参加業務に係る事業規模を 500 m<sup>2</sup>以上とする。
- (2) 参加業務に係る支援対象地域特例の対象となる事業の追加  
宿泊施設その他の都市の来訪者又は滞在者を増加させるため必要な施  
設については、三大都市においても支援対象とする。

4. 今後のスケジュール (予定)

閣 議 : 平成 29 年 3 月下旬  
公 布 : 平成 29 年 3 月下旬  
施 行 : 平成 29 年 4 月 1 日